

人権週間の取組み

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは「世界人権宣言」の第1条です。

「世界人権宣言」は、基本的な人権及び自由を遵守し確保するために、世界の人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。また、2年後の1950（昭和25）年12月4日の第5回総会においては、「世界人権宣言」採択を記念して12月10日を「人権デー」と定めました。

我が国においても、1949（昭和24）年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重に向けた啓発活動が全国で行われます。

今年度は、12月4日（土）から12月10日（金）までを「第73回人権週間」として、全国で取組みが進められます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、またこれらの方々の家族などに対する偏見や差別といった問題が発生しています。また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり個人の名誉やプライバシーを侵害する、あるいは差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な差別扇動事案が社会問題化しています。コロナ禍で、命と暮らしに対する不安が人々を分裂と差別の行動に駆り立てています。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）に掲げる、「だれ一人取り残さない」社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動が求められます。また、企業が人権に配慮した責任ある活動を行うことができるよう、人権啓発活動に一層強力に取り組んでいく必要があります。

特設人権相談所開設

本町では、人権週間期間中に特設人権相談所を開設します。法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。身近な人権問題や不当な偏見などの相談も受け付けていますのでご相談ください。

開設日 12月8日（水）

○中山地区…役場中山支所 13時30分～16時

○名和地区…人権交流センター 9時～11時30分

○大山地区…大山公民館 13時30分～16時

人権擁護委員を 紹介します

町内の6名の人権擁護委員を紹介します。(敬称略)

中山地区	てしま たかと 手島 孝人
	かねだ かずとし 金田 和寿
名和地区	にしひろ ひろこ 小西 廣子
	おしむら かつひこ 押村 克彦
大山地区	おおつか のりこ 大塚 典子
	つじた としこ 辻田 稔子

第6回 みんなの人権セミナー

◆日時&場所

12月13日（月）19時～20時30分
大山町人権交流センター

◆講師

公益社団法人とっとり被害者支援センター
理事長 佐野泰弘さん

※公益社団法人とっとり被害者支援センターは、事件・事故の被害者遺族及びそのご家族に対して、直接支援や精神的な各種支援事業、支援活動員の養成及び研修事業、広報啓発を行っています。

◆内容 「犯罪被害者支援を考える」

◆定員 30人(事前申込が必要)

◆申込締切 12月10日（金）

◆その他

①託児等を希望される場合は、人権推進室に申し込んでください。

②コロナウイルス感染症の状況によつては、中止させていただく場合があります。

◆申込及び問合せ先

人権推進室(人権交流センター内)

☎0859-54-2286

☎0859-54-2413

☎0859-54-2413